

平成2年と比べて変わった点

1. 生命保険料控除の改正

個人年金保険料について一般の生命保険料から除外して、その控除限度額が現行の五千円から五万円に引き上げられました。

2. 公的年金等に関する課税の改正

次のとおり改正されました。
(1) 公的年金等控除額が、次のように引き上げられました。

① 定額控除

年齢六十五歳以上の方	百万円(改正前八十万円)
年齢六十五歳未満の方	五十万円(改正前四十万円)
② 最低保障額	年齢六十五歳以上の方 百四十万円 (改正前百二十万円)
(2) 源泉徴収を要しない公的年金等	年齢六十五歳未満の方 七十万円(改正前六十万円)

3. 寡婦控除の改正

対象となる寡婦及び寡夫の適用要件の一つである所得限度額が五百万円(改正前三百万円)に引き上げられました。

4. 所有期間が五年間を超す建物の譲渡が長期譲渡となりました。

5. 住宅ローン特別控除の適用期間が一年延長され六年となりました。
(平成二年一月一日以後の家屋から適用します。)

されました。

年齢六十五歳以上の方
百七十五万円
(改正前百二十万円)

年齢六十五歳未満の方
百五十万円(改正前六十万円)
(改正前百二十万円)

(3) 公的年金等に係る源泉徴収の際に公的年金等の金額から控除される控除額が引き上げられました。

共同募金にご協力ありがとうございました。
昨年10月1日から12月31日まで実施いたしました共同募金には、皆様の暖かなご理解をいただくとともに、自治会等関係団体のご協力によりたくさんの募金をいただきました。

この募金は山梨県共同募金会に集められ、恵まれない人びとをはじめ民間社会福祉事業の発展のため大きく役立てられます。

市民の皆様のご協力にあらためて厚くお礼申し上げます。

戸籍Q & A

Q 戸籍と住民票は、違うものですか

A いずれも、日本人についての登録制度ですが、戸籍は身分関係を、住民票は居住関係を対象とする違いがあります。すなわち戸籍は、日本人すべてを登録し、住所が国内にあるかどうかに關係ありませんが、住民票は、その市町村に居住している日本人についてのみ登録しています。具

本籍地では戸籍のほか、その人の住所を記載した「戸籍の附票」を作成し、出生・婚姻などの戸籍の届出があると、その届出に

設置場所	記載事項	記載される人	法律	戸籍	住民票
本籍地	氏名、出生の年月日、実父母の氏名、続柄(婚姻(その解消)・養子縁組(その解消)・禁治産宣告・死亡などのある場合はその時期・場所・相手方など	筆頭者、その配偶者、それらの子ども(夫婦・親子単位)	戸籍法	戸籍	住民票
住所地	氏名、性別、世帯主との続柄、本籍地、出生の年月日、選挙人名簿に登録の有無、国民健康保険・国民年金・児童手当などの資格に関する事項	世帯主、世帯主でない者(世帯単位)	住民基本台帳法	住民票	住民票

期 日		工 事 店 名	住 所	電 話 番 号
1 月	15日	(有)佐藤商店	桂町1173-8	43-4174
2 月	16日	藤江設備工業所	上谷1-5-21	43-2858
	28日	朝田産業(株)都留営業所	古川渡536	43-3273
		丸羽設備工業	田野倉614	43-8031
		(株)美沢屋都留営業所	中央1-4-18	43-8882
		太田水道工務店	上谷6-11-7	43-1360
		(有)不二工業所	川棚9	43-4446
		清水設備工業	朝日馬場317	48-2525
		小林設備	法能413	45-2070
3 月	1日	佐藤建築設備(株)	上谷1-5-21	45-0134
	15日	富岳物産(株)	つる3-8-8	43-4195
		勝俣設備	夏狩4	43-5233
		楽山本水道店	田原3-1-26	43-0368
			田原4-6-9	43-5210

'91 TEPCO ふれあい講演会

日 時 2月26日(火) 開場 午後1時
開演 午後1時30分
場 所 大月市民会館大ホール
内 容 テーマ「このごろ思うこと」
講 師 秋山ちえ子(評論家)
入場料 無料
申込方法 官製はがきに住所、氏名、入場希望者数を明記の上、下記まで2月13日消印有効先着700名様
申込先 〒400大月市御太刀2-2-14
東京電力(株)大月営業所 営業課内
TEPCO ふれあい係 ☎(22)2233